

療養の給付と直接関係ないサービス等について（案）

これまで、療養の給付と直接関係ないサービス等に係る患者からの費用徴収については、「保険医療機関等において患者から求めることができる実費について」（平成12年11月10日保険発第186号保険局医療課長・歯科医療管理官通知）（別紙1）により、取り扱われてきたところである。

今般、昨年末のいわゆる「混合診療」問題に係る基本的合意を踏まえ、患者から実費徴収が認められるサービス等について改めて整理するため、3月22日まで厚生労働省ホームページにおいて、意見募集を行ったところ（別紙2）、最終的に40件の意見（別紙3）が寄せられた。

寄せられた意見について、以下のように分類して議論してはどうか。

1 新たに実費徴収を認めてもよいと考えられるもの

以下の事項（別紙4）については、療養の給付と直接関係ないサービス等であることから、実費徴収が認められるものとして、新たに通知上明示することとしてはどうか。

① 日常生活上のサービスに係る費用

- ・ ゲーム機、パソコン（インターネットの利用等）の貸出し
- ・ MD、CD、DVD各プレイヤーの貸出し及びそのソフトの貸出し
- ・ 鉄アレイなどの運動用具の販売
- ・ 患者図書館の利用料
- ・ 尿とりパット、腹帯、T字帯

② 公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用

- ・ 産業医が主治医に依頼する職場復帰等に関する意見書

等

- ・ 外国人患者が自国の保険請求等に必要な診断書等の翻訳料
- ・ 生命保険等に必要な診断書等の作成代

③ 診療報酬点数表上実費徴収が可能なものとして明記されている費用

＊ 特に意見等なし

④ 医療行為ではあるが疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用

- ・ 治療中のインフルエンザ等の予防接種
- ・ 治療中の美容形成（しみとり）
- ・ ニコチネルTTS処方

⑤ その他

- ・ 保険薬局における患家への調剤した医薬品の持参料
- ・ 日本語を理解できない患者に対する治療内容や看護内容の説明の際における通訳
- ・ 退院時における医療ソーシャルワーカーによる療養の給付とは関係のない相談
- ・ 聴覚障害者のための手話・通訳
- ・ 他院より借りたフィルムの返却時の郵送代
- ・ 院内併設プールやフィットネス施設で行なうマタニティスイミングや軽度の肥満患者に対する減量トレーニングに係る費用
- ・ 外来診療での特別診察室の使用料

2 実費徴収を認めるべきではないとの考え方で整理されてきたもの

以下の事項（別紙5）のうち、①については、療養の給付と直接関係ないものとは言えないことから、実費徴収が認め

られないものとして、新たに通知上明示することとしてはどうか。

また、②については、現在の医療現場を取り巻く環境の変化等も踏まえ、その取扱いを検討してはどうか。

① 明らかに診療報酬上評価されているもの

- ・ ウォークマン等を使用した際の充電に係る電気代
- ・ おむつ交換や吸引などの処置時に使用する手袋代
- ・ おむつの処理費用
- ・ 電気アンカ使用料、電気毛布使用料
- ・ 医療法等において義務付けられている特定機能病院や臨床研修指定病院の相談窓口での相談
- ・ 患者に使用する車椅子用座布団等の消毒洗浄の費用
- ・ 皮膚過敏症に対するカブレ防止テープの提供
- ・ 医師がインターネット等より取得した診療情報の提供
- ・ 在宅療養者の電話診療、医療相談
- ・ 血液検査など検査結果の印刷費用代
- ・ 骨折や捻挫などの際に使用するサポーターや三角巾
- ・ 医療機関が提供する在宅医療で使用する衛生材料等
- ・ 入院患者が、食事をしやすいように、食事にとろみ剤やフレーバーを使用した時の実費徴収
- ・ 医師の指示によるスポイト代（保険薬局）
- ・ 散剤のカプセル充填のカプセル代（保険薬局）
- ・ 一包化した場合の分包紙代（保険薬局）
- ・ ユニパック代（保険薬局）

② 診療報酬上評価されているか否かの境界が不明確である等の理由により、医療現場での対応が分かれているもの

- ・ 他施設へ紹介する場合に添付するレントゲンのコピー代
- ・ 松葉杖の貸与料
- ・ 在宅自己注射指導管理料、血糖自己測定加算以上の自己測定を患者が勝手に医師の指示を超えて測定したことにより、血糖試験紙、穿刺針を追加せざるをえなくなっ

た場合の料金の徴収

3 引き続き検討が必要であると考えられるもの

以下の事項（別紙6）については、以下の観点から引き続き検討を行うこととしてはどうか。

- ① 他法令との関係について整理が必要なもの
例）医療用栄養食品の医療機関での販売
患者の移送費（単なる送迎・帰宅の場合） 等
- ② 療養の給付として整理すべきか否か今後検討が必要なもの
例）セカンド・オピニオンによる相談 等